

程等については、新市において調整する。

(6) 地域住民グループ支援事業については、合併後は、阿蘇町の例により実施する。

3.4 児童福祉事業の取扱い

(1) 育児手当については、阿蘇町の例により実施する。

(2) 出産祝金については、補助金、交付金等の調整方針に従い、合併までに支給基準等を調整し、新市において実施する。

(3) 乳幼児医療費の助成については、一の宮町の例により実施する。

(4) 身体障害児への補装具交付については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。

3.5 保育事業の取扱い

(1) 保育料の階層区分については、国の基準を参考にし、合併時に統一する。なお、保育料徴収金基準額については、合併までに波野村の例を基準として調整する。

(2) 公立保育所の開所保育時間については、合併時に統一する。ただし、延長保育については、地域性を考慮して実施する。

(3) 保育業務の取扱等その他の保育事業については、現行のとおり新市に引継ぐものとする。

3.6 その他の福祉事業の取扱い

その他の福祉事業の取扱いについては、次のとおり実施するものとする。

(1) 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき合併時に統合する。なお、統合に当たっては、社会福祉協議会合併協議会を設置し、その内容についての詳細協議を経て合併までに調整するものとする。

また、新市は社会福祉協議会と協力し、地域福祉の推進に向け住民が安心して暮らせるよう福祉の充実に努める。

(2) 合併時の民生・児童委員会は、旧町村で厚生労働大臣より委嘱され、在任期間を有する委員で構成する。なお、任期満了後の委員定数は、新市の世帯数による県の配置基準に基づき、新市において知事と協議する。ただし、活動内容等については、新市において調整する。

(3) 災害見舞金については、合併時に統一を図る。

(4) 慰霊祭については、合併までに運営方法について調整し、阿蘇町方式で統一を図る。

(5) 敬老会については、新市においても引き続き実施する。なお、内容については新市において調整する。

(6) 老人クラブ助成金は、新市で補助基準を新たに設定し支給する。